

上越市立直江津南小学校

R 6 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめ」は、「いじめ類似行為」を含める。類似行為とは、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（「多分そうなるだろう」という可能性の程度）の高いものをいう。

2 いじめ防止等に向けた基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、使命感をもって取り組む。また、いじめは、「どの子どもにも、どの学校にも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対応する必要がある。

（１）学校の基本方針について

- ・あらゆる教育活動を通じ、全ての児童が安心して生活できる学校づくりを目指す。
- ・児童が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動を支援することにより、いじめに正面から向き合い、いじめを生まない土壌をつくる。
- ・いじめは、「どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうる」ことを強く意識し、教育活動を展開する。
- ・相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施する等、学校組織をあげて児童一人一人の状況把握に努める。
- ・いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップの下、関係機関等と連携して、早期解決に取り組む。

（２）保護者の責務について

- ・子の教育について第一義的責任を有するものとして、子どもが安心して生活できる家庭環境を整える。
- ・いじめを見付けた場合は、適切に児童をいじめから保護する。また、学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力する。
- ・保護者自身も、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について学び、児童がいじめ等を行うことがないよう、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育等を行うよう努める。
- ・自分の子が関係するいじめを発見したり、いじめがあると思われたりしたときは、まず保護者自身が相談に乗るとともに、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報し、連携して早期解決を図る。

（３）児童の役割について

- ・自分を大切にし、一人一人の違いを理解し、尊重するとともに、いじめは絶対に許されない人権侵害であることを学び、自ら他人に対していじめを絶対にしないようにする。
- ・発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深める。
- ・自分の場合だけでなく他のいじめ等が発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われた場合は、決して傍観することなく、学校の教職員、保護者、その他の関係者に相談する。
- ・地域における活動に積極的に参加し、同世代の仲間や異年齢の児童生徒、大人と交流し、社会性を身に付ける。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織と運営

◎「いじめ対策委員会」

委員会は、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、該当学級担任、該当学年主任、養護教諭で構成し、適宜開催する。必要に応じて、学校訪問カウンセラーやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部機関等も加わっていただく。

＊不登校などの情報交換などについては、「不登校対策委員会」で行うものとする。

4 いじめ防止に関する取組

(1) 未然防止の取組（未然防止に重点をおく）

① 正・不正を明確にし、規範意識の向上

- ・「学級開き」（1学期）や「学級のしきり直し」（2学期・3学期）を各学期始めに行い、児童の発達段階、学級集団の実態に応じた学習や生活の基本的ルールを確立するとともに、集団のルールやきまりの必要性を理解し、正しく身に付ける学級づくりを目指す。
- ・「南っ子の約束」「地域生活のきまり」の意義を話し合い、家庭・地域での生活においても判断のよりどころとするよう常に意識させる。
- ・危険回避能力を高め、危険な行為をしないよう各学年に応じ繰り返し指導をする。
- ・長期休業・連休前の生徒指導の重点について、学級活動の時間に繰り返し徹底した指導を行う。
- ・生活目標を児童に意識づけ、総務委員会を中心に主体的な取組ができるように支援する。

② 自分の力を発揮し、自信を高める場の設定

- ・学級における個に応じた役割（一人一役）を保証し、一人一人が評価され活躍できる内容や場面を設定して、ほめることを大切にする。具体的に認め合う機会を継続し、児童の存在感、学級への所属感を高める学級づくりを行う。
- ・学級でみんなが楽しむ活動を共有し、喜びを分かち合う体験を積む。児童一人一人の思いや願いの実現のため、やる気に満ちた学級を目指す。
- ・縦割り班活動を通して、互いの違いや良さを認め合い、自分の役割を果たしたり活躍したりできるよう支援する。与えられた役割ができた時に、ほめ合う関係になるように支援する。
- ・毎月の「振り返りアンケート」の中で、自分の頑張ったところ、褒められたこと等を記述させ、自信を高める場とする。

③ 相手の立場に立って思いやる心、人の心の痛みが分かる心の育成

- ・児童の話をじっくり聴く。（人格までは否定しない。）日頃からの対話を大事にする。
- ・道徳教育、人権教育、同和教育の推進を図り、互いの人権を尊重し、思いやりの心を育てるとともに、いじめは「基本的人権を脅かす行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させ、いじめの防止に努める。（保護者への授業公開）
- ・人権強調週間を設け、互いの人格の違いを認め、よさを発見し合う道徳的判断力を高める活動を展開する。（同和教育部と連携し、各学期1回の授業実践）
- ・あいさつ運動を展開する。（中学校区のあいさつ運動を年2回、校内では委員会を中心に計画）
- ・2学期に「いじめ見逃しゼロスクール集会」を、中学校区で実施する。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・学習用タブレットやスマートフォン、通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、上記の機器を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育についての指導も一層充実させる。
- ・インターネット上のトラブルについて、児童間の話合いや、保護者への情報提供を積極的に行い、自治的な活動を推進する。

(2) 早期発見のための取組

① 教職員間の情報交換

- ・学年会や生徒指導部会、終会での児童を語る会による全職員での情報共有（通年）
- ・学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラーからの情報提供とその共有
- ・児童、保護者からの情報活用（保護者との連携）

② 教育相談体制

- ・学校生活アンケートと教育相談の実施。（6・11・2月）、他の月はミニアンケートを実施
- ・心配される児童への定期的な相談の実施
- ・多様な相談窓口（担任以外の学校職員、カウンセラー、子どもほっとライン、24時間子どもSOSダイヤル、新潟県いじめ相談電話、新潟県いじめ相談メール、いじめ対策ポータル等）の周知
- ・学校訪問カウンセラーやスクールカウンセラーによる相談体制の確立と担当への報告、連絡、相談の徹底
- ・インターネット上のいじめについては、教育委員会や関係機関と連携し対応する。

③ 特別支援教育コーディネーター

- ・児童の実態把握と適切な支援への助言。支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり

④ 教職員の人権感覚を磨き、アンテナを高くした実態把握

- ・職員間の連携を重視し、職員研修等でいじめ防止に係る教職員の指導力向上及び発達障害等の特性に係る教職員の理解や専門性の向上を図る。

【学校におけるいじめのサインの例】

- ☐ 急な体調不良
- ☐ 遅刻や早退、保健室への来室の増加
- ☐ 授業開始前の机、いす、学用品の乱雑さ
- ☐ 授業への遅参
- ☐ 学用品、教科書、体育着の紛失、破損、落書き
- ☐ 交流のない児童との行動
- ☐ 多数児童からの執拗な質問や反駁
- ☐ 言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発
- ☐ 衣服の過度な汚れ
- ☐ バイ菌扱い
- ☐ 休み時間の単独行動
- ☐ 特定児童への目配せ、持ち物からの逃避 等

(3) 地域・家庭・関係機関との連携

① 家庭との連携

- ・学校だよりや学年だよりによる子どもたちの活動の広報
- ・いじめ等に係る考え方の周知（学校だより等で）

【家庭におけるいじめのサイン例】

- ☐ 登校しぶり
- ☐ 転校の希望
- ☐ 外出の回避
- ☐ 感情の起伏の顕著化
- ☐ 隠し事の発覚
- ☐ 教師や友達への批判増加
- ☐ 家庭でのお金の紛失
- ☐ 長時間の長電話や過度に丁寧な対応
- ☐ 衣服の不必要な汚れ
- ☐ 荒くなる金遣い
- ☐ 体への傷やいたずらの痕跡
- ☐ 保護者来校の拒絶
- ☐ 過度なネットへの対応
- 他

② 地域との連携

- ・学校だよりによる教育活動の広報と周知
- ・登下校時の交通指導、あいさつ運動の活動を通した児童の実態の情報交換
- ・地域連携…主任児童委員、民生児童委員、学校職員

【地域で見られるいじめのサイン例】

- ☐ 登下校中に特定児童が他の児童の荷物等を過度に持つ。
- ☐ 一人だけ離れて登下校している。
- ☐ 故意に遅れて登校している。
- ☐ 地域の公園や道路、空き地等に一人でぼつんとしている。
- ☐ 公園や空き地等で、一人の子を何人かで取り囲み、言い合ったり、こづいたりしている。
- ☐ コンビニや地区の商店等で、物品や飲食料をおごらされている。 等

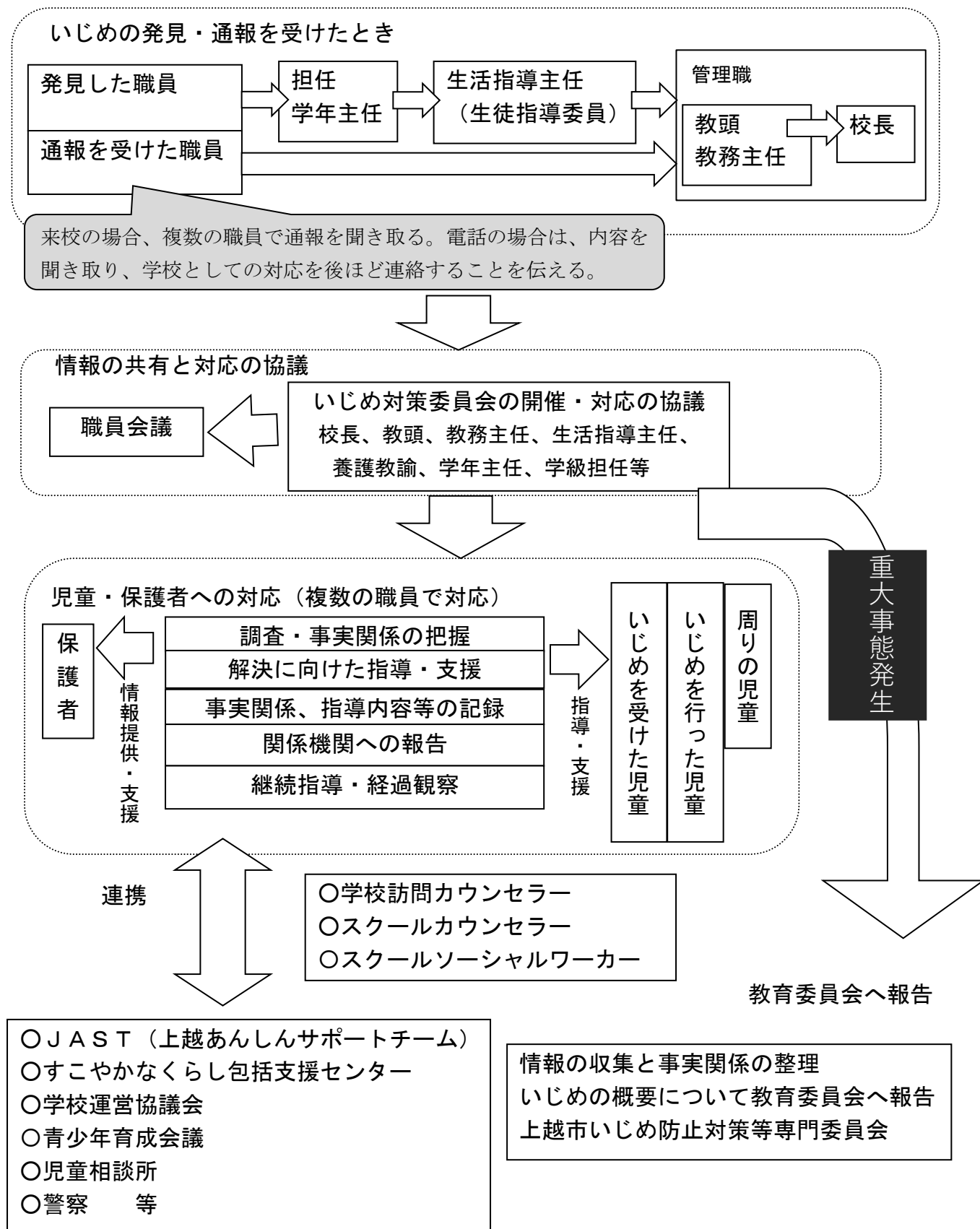
③ 関係機関との連携

- ・必要により、JAST（上越あんしんサポートチーム）、児童相談所、こども家庭センター、教育支援室、学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラー、警察等と連携する。

5 即時対応・早期解消のための具体的な取組

(1) いじめが発生した場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切である。
いじめ対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組む。



(2) いじめ認知後の対処（いじめ対策委員会が主導で複数対応を基本とする）

①速やかな報告、記録の徹底

- ・発見、通報を受けた職員（情報受信者）→担任、学年主任等→教頭・教務主任・生活指導主任→校長 のルートで情報や状況を直ちに報告する。
- ・全て時系列で記録を取る。また、複数で対応することを原則とする。「いつ・どこで・誰が・何をどのように」の事実確認を行う。

◇被害児童への聞き取り

- ・教職員は、被害者の視点に立ち『味方』となって支える立場で接する。
- ・いじめられていることを語りたがらない場合は、時間を重ねていくことを考慮し、性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

◇加害児童への聞き取り

- ・いじめを行っているときの気持ちなどについて話をさせる。
- ・いじめと感じていない、認めようとしなない場合は、威圧的にならず受容的に聞く。
- ・『いじめは絶対に許されない行為』として、喧嘩両成敗的な指導はしない。

◇周辺児童への聞き取り

- ・事実を確認するこの段階では、周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。
- ・内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。
- ・事実確認終了後、時と場を考慮して必要な指導を行う。

②いじめを受けた児童への対応及び支援

- ・心的な状況等を十分に理解し、いじめを受けた児童や情報提供した児童を守り通すことや秘密を守ることとを伝え、できる限り不安を除去した上で、いじめの事実確認を複数の教職員で正確に聞き取る。
- ・いじめを受けた児童にとって信頼できる人物（友人や教職員、家族、地域の人等）と連携しながら、児童に寄り添える体制を構築し、状況に応じて心理や福祉の専門家、教育経験者、警察官等、外部専門家の協力を得ながら支援する。
- ・安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境を整備する。
- ・いじめを行った児童との関係修復が図られるように、教職員や保護者等で協力し、謝罪・和解の場や方法を検討し、最善策を講じる。

③ いじめを行った児童に対する措置

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを十分に理解させ、自らの行為の責任を自覚するよう指導する。
- ・関係保護者に迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
- ・必要に応じて心理や福祉の専門家、教育経験者、警察官等、外部専門家の協力を得て、いじめを止めさせ、再発を防止する。
- ・プライバシーに留意し、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう教育的配慮の下、指導を行う。
- ・インターネット等を介したいじめによる不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。児童の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、市教委への連絡・報告を行い、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、警察と連携していじめ問題に対応する。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・「いじめを絶対に許さない」という教員の姿勢を示し、学校、学級全員の問題として取り組む雰囲気をつくり、いじめの解消に向けて主体的に取り組むように指導する。

- ・いじめを受けた児童の気持ちを考え、いじめは絶対に許されないことであることの認識を高める。また、いじめを黙認することは、いじめに加担することであり、許されないことであることを指導する。
- ・いじめのあった学級には多くの教員が関わり、児童の声に耳を傾ける。
- ・プライバシーの保護から、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることのないよう、節度あるかどうかをするように指導する。

(3) いじめ解消の判断について

- ・いじめの解消は、少なくとも3か月以上心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態であること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件が満たされている必要がある。
- ・いじめの被害が重大な場合、「解消している」状態は、上記の目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、継続して見守り、十分な注意を払いながら、必要な支援を行う。折に触れ、状況を保護者にも伝える。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とするが、日数のみで判断せず、事案や被害児童の状況を十分に考慮して判断する）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合には、直ちに初期調査（いじめ対策委員会が主導で情報収集、事実整理）を実施し、その結果を上越市教育委員会に速やかに報告する。
- 上越市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織（上越市いじめ防止対策等専門委員会）を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- 上記調査結果については、被害児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時・適切に提供する。
- 以下、上越市教育委員会の指導及び「上越市いじめ防止基本方針」に基づいて対応する。

7 いじめ防止等に関する取組年間計画

	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	年間
4月	「いじめ防止基本方針」の内容周知 - 学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラーの周知 - 学級開き、学年開き 1年生を迎える会 ★縦割り班顔合わせ（縦割り班活動開始）	- 職員会議での説明（校長） - 児童理解研修 - 生徒指導校内研修①	- P T A総会での「いじめ基本方針」の説明 - 小中連絡会 - 中学校区校長会	◆年間を通した取組：「いじめ3ない運動」「ふわふわ言葉運動」「めざせ！あいさつ名人」 ◆学級経営や授業における「生徒指導的機能」の重視：「自己選択、自己決定」「自己存在感」・「共感的人間関係づくり」
5月	- 運動会 ★縦割り班種目の実施	学校生活ミニアンケート	- 直江津中学校区生徒指導連絡会 - 直江津地域青少年育成会議	
6月	- 人権強調月間 ★かがやき見つけ週間 ★体力テスト（縦割り班活動）	- 学校生活アンケート（自宅での記入） - 教育相談	- 主任児童委員、民生児童委員、学校による情報交換会 - 学校運営協議会① - 直江津中学校区学校職員の情報交換 - 中学校区あいさつ強調週間	
7月	- 授業参観での人権教育、同和教育授業公開 ★縦割り班遊び	- 学校生活ミニアンケート - 学校評価① - 生徒指導校内研修②	- 人権教育、同和教育の授業参観 - 直江津南小学校区青少年健全育成協議会 - 直江津中学校区生徒指導連絡会	
8月	学級しきり直し	現地研修会（白山会館）	直江津中学校区生徒指導連絡会	
9月	- 学校保健委員会 ★縦割り班遊び	学校生活ミニアンケート	直江津中学校区生徒指導連絡会	
10月	- いじめ見逃しゼロスクール集会 ★遠足（縦割り班活動）	学校生活ミニアンケート	- 中学校区あいさつ強調週間 - 学校運営協議会②	
11月	- みなみこども祭り - 人権強調月間（道德の時間） ★かがやきチャレンジ（縦割り班活動） ★かがやき見つけ週間	- 学校生活アンケート（自宅での記入） - 教育相談	- 直江津中学校区生徒指導連絡会 - 直江津地域の青少年に関わる懇談会	
12月	★縦割り班遊び	- 個別懇談 - 学校評価② - 生徒指導校内研修③	直江津中学校区生徒指導連絡会	
1月	- 学級しきり直し ★縦割り班遊び			
2月	- 人権強調月間 ★6送会準備（縦割り班活動）	- 学校生活アンケート（自宅での記入） - 教育相談 - 生徒指導校内研修④	- 直江津中学校区生徒指導連絡会 - 直江津中学校区小中連絡会 - 学校運営協議会③	
3月	- 学級、学年じまい 「いじめ防止基本方針」の見直し 6年生を送る会		直江津中学校区生徒指導連絡会	